

各 部 局 長
各 委 員 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長 様
教 育 長
警 察 本 部 長

総 務 部 長

平成28年度当初予算の編成について（通知）

このたび、平成28年度当初予算に関し、予算編成会議において予算編成の基本方針（別紙「平成28年度当初予算編成方針」、「平成28年度重点施策推進方針」）が決定されました。

本県では、県政運営の指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づき、本県が抱える様々な課題の解決に向け、各種施策を幅広く展開してきたところですが、県政の最重要課題である人口減少問題に真正面から向き合い、人口減少の克服と地域活性化を併せて実現する「地方創生」に集中的に取り組むため、今般、新たに「秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することにしております。

こうしたことから、来年度は、産業振興や移住・定住対策、少子化対策など、秋田の創生に向けた施策・事業等に重点的に取り組み、3年目となる「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」を着実に推進していく必要があります。

一方、地方財政を巡る動向に関しては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、地方一般財源総額について、今年度と同水準を確保するとの方針が示されているものの、経済再生と財政健全化の双方の実現を目指す、国の「経済・財政再生計画」（2016～2020年度）を踏まえると、経済再生に伴う税収の伸びを見込み、地方交付税の縮減が懸念されます。

こうした中、平成28年度の本県の財政状況を展望すると、歳入については、地方法人課税に係る税制改正に伴う地方法人特別譲与税の大幅な減少に加え、人口減少等により、地方交付税（臨時財政対策債を含む。）が減少し、一般財源総額が減少する

一方、歳出については、義務的経費である公債費や社会保障関係経費が増加し、今年度を上回る収支不足が生じる見通しであることから、引き続き、厳しい状況が続くものと見込まれます。

平成28年度当初予算編成にあたっては、こうした厳しい財政状況にあっても、既存事業の思い切った見直し等により、90億円程度の財源を確保し、秋田の創生に向けた施策・事業等に重点的に取り組み、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の着実な推進を図ることとします。

各部局においては、各省庁の予算動向等について情報収集に努めながら、平成28年度の予算編成の基本方針及び本通知に基づき予算要求を行うよう通知します。

第1 全体的事項

平成28年度当初予算においては、重点施策推進方針を踏まえ、秋田の創生に向けた施策・事業等に重点的に取り組み、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の着実な推進を図る。

このため、既存事業の思い切った見直しによる経費削減等を図り、新規又は拡充の取組のため、90億円程度の財源を確保する。

I 重点的な取組

1 「秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進

秋田の創生に向け、「新たな視点で進める施策・事業」を中心として、「産業振興による仕事づくり」、「移住・定住対策」、「少子化対策」、「新たな地域社会の形成」の4つの基本目標を実現するための取組を強力に推進する。

2 県民の生活を支える基盤づくりの着実な推進

総合戦略の推進とあわせて、「元気な長寿社会の実現」、「未来を担う人づくりの推進」、「県民の安全・安心の確保と生活環境の整備」を進めることにより、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の着実な推進を図る。

II 施策事業の見直し等による財源の確保

重点施策推進方針等に基づく新規又は拡充の取組を積極的に展開していくため、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを行う。

●財源の確保目標（一般財源ベース、対今年度当初予算）

項目	目標額	予算調整の基準等
経常経費	数億円程度	・裁量的経費について、原則△5%を目標とする。 (指定管理料を除く。)
政策経費	100億円程度	・裁量的経費について、原則△25%を目標とする。 (終了事業等と合わせ全体で目標額の達成を目指す。) ・成果を踏まえた事業の再構築やスクラップ・アンド・ビルド等により、一定額の財源を確保することとし、事業の内容に応じ個別に精査する。 ・公共事業は、国庫補助を最大限活用するほか、国予算の動向に適切に対応するとともに、県単独事業については、地方財政対策の伸率を踏まえつつ、公債費抑制のため、事業規模の適正化を図る。
計	100億円程度	

1 行財政改革の推進

人件費の縮減、情報通信技術（ICT）を活用した業務改革、公共施設の統廃合、地方独立行政法人における効率的・効果的な運営の促進、県債発行の抑制など、「新行財政改革大綱（第2期）」に基づき、中期的な視点で行財政改革に取り組む。

2 事業の効果的・効率的な推進

既存事業については、限られた行財政資源で最大限の効果が発揮されるよう、各事業のねらいや目的を明確にした上で、事業成果を踏まえ、必要に応じて事業を再構築するなど、効果的・効率的な事業推進を図るとともに、新規・拡充事業については、既存事業の見直し等によるスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、必要な財源を確保する。

3 県単独事業の検証

県単独事業については、国等との情報交換や連携を密にし、国庫補助等の外部資金の活用の可否を改めて検討するとともに、国や他団体の制度、状況等を勘案しながら、事業規模・内容の適正化を図る。

4 様々な手法による歳入の確保

財産の売払い、県税・貸付金等の未収金の解消、使用料等受益者負担の適正化、県有資産や印刷物等を活用した広告収入の確保など、様々な取組を強化し、歳入確保に努める。

Ⅲ 予算要求等

1 人件費、公債費を除く経費の分類は次による。

経常経費	施設の維持管理費や庁費的経費等
政策経費	
一般事業	下記以外の経費
重点事業	「重点施策推進方針」に基づき、重点的に取り組むとされた事業経費
公共事業	公共事業経費 (農林水産部及び建設部所管のものに限る。)

- 2 公共建築物の新築・増改築に係る経費（民間等が行う整備に対し全額補助する場合を含む）の見積もりに当たっては、「あきた県産材利用推進方針」に基づき、木造化・木質化等や工法・単価について、農林水産部及び建設部と事前に協議する。
- 3 外部委託等に係る経費の見積もりに当たっては、アウトソーシング等に係る経費は総務部と、情報システム関係経費は企画振興部と事前に協議する。
- 4 非常勤職員報酬及び臨時職員賃金については、職員数の適正化を図ることにより、総額の抑制に努める。なお、定員管理計画に伴って必要となる非常勤職員については、別途、人事課と協議のうえ、予算要求を行う。
- 5 試験研究に要する経費の見積もりに当たっては、各機関の中長期計画等を踏まえるとともに、事業の優先順位の見直し、スクラップ・アンド・ビルドに努める。
- 6 補正予算での対応が必要となる事業等については、あらかじめ財政課と協議する。

第2 歳入に関する事項

厳しい財政状況を踏まえ、様々な手法による歳入の確保に努めるとともに、国等の動向を的確に把握し、適正な見積もりとなるよう留意する。

- 1 県税については、経済状況や税制改正の動向及び地方財政計画の内容等に基づき、年間収入額を適正に見積もる。また、適正な課税とともに、滞納処分の実効性を上げることなどにより、収入率の向上に努める。
- 2 地方交付税、地方譲与税等については、地方財政計画等を踏まえた適正な見積もりとする。
- 3 分担金及び負担金については、受益に応じた適正な負担等について検討し、財源の確保を図る。
- 4 使用料及び手数料については、受益とのバランスや類似の施設や事務、他自治体との比較などにより額の見直しを行うとともに、新たな使用料等の導入につい

ても検討する。

- 5 国庫支出金については、国の予算編成の内容を的確に把握し、適正な見積もりとなるよう特に留意する。また、国による支援制度等が未整備な分野については、国に対し積極的に制度提案を行うなど、国費の確保に努める。
- 6 財産収入については、現在活用していない資産等の積極的な売却や適正な貸付を進め、収入増を図る。
- 7 県債については、地方債計画及び今後の償還計画等を十分に勘案のうえ、充当可能額を見積もる。
- 8 その他の収入については、実績、今後の見通し等を踏まえ、的確な見積もりとする。

第3 歳出に関する事項

各事業について、社会経済情勢の変化や県民ニーズに適っているか、本県の将来の発展につながるか、効率的に行われているか、などの観点から見直しを行う。

I 経常経費

- 1 人件費については、定員管理計画等に基づき、職員数の適正化を図り、総人件費の縮減に努める。
- 2 公債費については、県債の償還見込み、新規発行見込み等に基づき、所要額を見積もる。
- 3 裁量的経費については、当然終了事業及び自然減事業、債務負担行為を設定済みの指定管理料を除き、今年度当初予算（一般財源ベース）の原則△5%を予算調整基準とし、26年度決算額や27年度決算見込額等を参考に現行の見積方法を精査した上で、必要最小限の額を見積もる。
- 4 県有施設については、現在、施設の所管部局ごとに実施している施設の自己点検・評価等を踏まえ、施設の健全性や必要性等を分析し、統廃合等を含めた施設のあり方を検討するとともに、施設の将来の方向性に基づく適切な維持管理を行

い、長期的なコスト縮減に努める。

- 5 各種団体への負担金については、これまでの経緯にとらわれることなく、その必要性や費用負担のあり方を十分検証するとともに、全都道府県の参加を要しない各種団体等への負担金は、その見直しを図る。

II 政策経費

- 1 裁量的経費のうち、継続事業については、当然終了事業及び自然減事業を除き、今年度当初予算（一般財源ベース）の原則△25%を予算調整基準とし、26年度決算額や27年度決算見込額等を参考に必要額を見積もる。
- 2 制度改正によるもの以外で国庫補助金が廃止・縮小されるものについては、原則として県費への振替えは行わない。また、交付税措置など地方財政制度上の財源措置が廃止・縮小される事業については廃止・縮小を検討する。
- 3 県が行う市町村への財政支援については、市町村との役割分担を明確にするるとともに、交付税措置等の地方財政制度を踏まえたものとする。
- 4 県単独補助金については、その目的、水準等について妥当性を検証する。特に、事業費の過半を助成しているもの、同一事業主体に対する助成が3年以上に及ぶもの、支援効果が不明確なものなどについては、事業主体の自立促進、助成効果等の観点から精査を行い、縮小・統合等のほか、適正な補助率となるよう見直しを行う。

市町村に対する県単独補助金・交付金等については、補助事業終了後を見据えつつ、地域の自主性発揮等の視点を踏まえ、適正に見積もる。

各種団体に対する運営費補助についても、それぞれの特殊性を踏まえ、社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、ニーズや効率化の要請等の観点から必要に応じ見直しを図る。
- 5 委託費については、委託による事業執行が適切かどうか検証するとともに、随意契約によるものについては、委託費の縮減と併せ、これまでの契約方法の見直しを徹底する。
- 6 貸付金については、実績等を踏まえ、制度の必要性、貸付条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期の設定等について検討する。

- 7 公共事業については、重点化やコスト縮減を図りながら、橋梁の長寿命化や災害に強い河川、安全・安心につながる施設の維持修繕などに取り組むとともに、本県に必要な社会資本整備などを着実に推進する。なお、事務費については、人件費を含めた所要額を見込むものとするが、繰越分と併せ、必要最小限の所要額を見積もる。
- 8 事業評価及び研究評価の対象となる事業については、評価結果を十分に踏まえ、予算編成に反映させる。

Ⅲ その他

1 効果的な広報・PR・イメージアップ手法への取組

県外への売り込みの強化、交流人口の拡大と県内流動の促進という観点から、あらゆる分野で情報発信力の強化が求められ、また、新たな施策の方針・内容を県民にわかりやすく伝える必要があることから、ソーシャルメディアなどの多様な媒体を活用するなど、情報提供の対象に応じたより効果的な手法を検討する。

2 地域振興局関連予算

地域振興局関連予算については、「地域振興局の重点施策推進方針」に基づき事業計画を策定する。その際には本庁各部局が計画する事業との調整を十分行い、整合性を図る。

地域振興局長から関係部局に対し、地域課題解決のための予算の要望があった場合、関係部局長は、これに配慮した予算要求を行うほか、各部局が地域振興局に予算を再配当して行う事業については、地域振興局長の意見を反映し、地域振興局の裁量により主体的・機動的に実施できるよう検討する。

3 部局間の調整等

部局横断的な施策について、部局長は関連部局との連携を密にし、地域振興局への再配当事業を含め、部局間での類似事業の整理統合を図る。

4 市町村・関係団体等への丁寧な説明

市町村、民間等が主体となる事業及び県・市町村の協働による機能合体や重点プロジェクトに係る事業については、事前に実施主体と十分調整するとともに、市町村の財政負担を伴うものは、あらかじめ市町村課と協議する。

既存事業の見直し、新規事業の実施等で、市町村の予算編成に影響を及ぼすも

のについては、その状況に応じ、適宜市町村と十分な協議を行う。

事業の廃止・縮小等に当たっては、市町村及び関係団体等に対し、その必要性や内容のみならず、代替案等も併せて提示しながら意見を聞くなどして、理解と協力を得るよう努める。

5 財政支援団体への対応

県が出資、補助又は貸付けを行っている各種団体に対しては、団体の事務事業の整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を要請するとともに、経営状況、事業内容、実績、効果等を十分に把握する。

6 県債発行額の抑制

県債残高・公債費ともに高止まりで推移しており、将来の財政負担を軽減するため、県債発行額の一層の抑制を図る。

プライマリーバランスについては、国の地方財政対策の動向を踏まえつつ、その確保に努める。

第4 債務負担行為等に関する事項

債務負担行為及び継続費の設定は、将来の財政負担を伴うことから、慎重を期して行う。

複数年にわたり、同一業者と工事請負契約、委託契約等を締結する必要がある場合は、透明性、競争性を確保し、コストの縮減に努める。

第5 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計についても前記の各事項に準じて取扱う。特に、企業会計については独立採算を基本とし、引き続き徹底した経営の改善、合理化を推進するとともに、長期的見通しに立った適切な料金の改定を行うなど経営の健全化に努める。

繰越剰余金について適正な規模を検証し、過大になっている場合には、一般会計への繰り出しを検討する。

第6 その他の事項

1 見積書の作成

見積書の作成に当たっては、この通知のほか、別添「平成28年度当初予算見積書作成要領」による。

2 見積書等の提出期限

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 経常経費 | 10月30日(金) |
| (2) 政策経費 | 11月16日(月) |

3 予算調整会議

予算編成方針及び重点施策推進方針に基づき、知事と各部局長が協議を行い、県としての重点施策の方向性、目的・手段等の明確化を図るとともに、予算編成に向けた全庁的な調整を行うため、予算調整会議を開催する。

詳細については別途通知する。

4 予算編成の日程

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 財政課担当ヒアリング | |
| ・経常経費 | 10月30日以降 |
| ・政策経費 | 11月16日以降 |
| (2) 予算調整会議 | 11月24日(火)、25日(水)、27日(金) |
| (3) 財政課長調整 | 1月上旬(別途通知) |
| (4) 総務部長調整 | 1月中旬(別途通知) |
| (5) 知事査定 | 1月下旬(別途通知) |

※国の予算の動向等により、日程は変更となる場合がある。

5 国の予算編成等への対応

各省庁等の予算の動向については、積極的な情報収集に努める。

国の予算編成等が明らかになった段階で、上記のスケジュールにかかわらず、随時、予算要求の変更や追加を行う。